

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2022年8月8日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

■1、2号機の管理区域(注3)図の変更

解体した1、2号機共用排気筒鋼板の処理作業の進捗に伴い、作業場所を「汚染のおそれのない管理区域」に変更します。

■高経年化技術評価(注4)および長期施設管理方針(注5)の策定に係る責任職位の変更

40年および50年を経過する日までに実施する高経年化技術評価および長期施設管理方針の策定に係る責任職位を、30年を経過する日までに実施する高経年化技術評価および長期施設管理方針の策定と同じ責任職位にするため、「原子力部長」から「発電所長」に変更します。

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子
力規制委員会の認可を受けるものです。
- 注3 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止す
るとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正におこなうため、他の一般区域から隔離し
た区域をいい、以下の2区分に分けられます。
- ・汚染のおそれのある管理区域
表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える
区域または超えるおそれのある区域
 - ・汚染のおそれのない管理区域
表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える
おそれのない区域
- 注4 高経年化技術評価とは、安全機能を有する機器・構造物に発生しているか、または発生する可
能性があるすべての経年劣化事象の中から、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を抽出
し、これに対する機器・構造物の健全性について評価をおこなうとともに、現状の施設管理が有
効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき保全策を抽出することをいいます。
- 注5 長期施設管理方針とは、高経年化技術評価の結果に基づき、30年を経過する日までに策定す
る場合は10年間、それ以外の場合は延長する期間が満了するまで実施する当該発電用原子
炉施設の施設管理に関する方針をいいます。

以上